

南阿蘇村商工会

■全国商工会女性部連合会長、南阿蘇村を視察

8月2日、全国商工会女性部連合会末武榮子会長と県商工会女性部連合会吉富孝子会長が商工会本所に来訪されました。昨年の地震発生直後にも激励のため来訪され、今回2度目の視察となりました。村商工会丸野健一郎会長および女性部古澤けさみ部長はじめ役員6人と事務局より、昨年の村商工会女性部への義援金などの支援に対する謝辞を述べ、村内の被災直後からの復興の現況について、動画等の資料を用いて説明を行いました。またその日は8月27日の長陽大橋ルート開通のニュースが発表された直後でもあったため、村の復興が一步步進んでいることを報告する事が出来ました。



■あそ望の郷くぎの夏祭り、雨にも負けず無事開催

8月9日(水)、毎年恒例である「あそ望の郷くぎの夏祭り」が開催されました。祭り当日は、台風の影響による大雨で祭りの開催が心配されましたが、開催してほしいという強い願いが通じたのか、午

後からはほとんど雨も降ることなくたくさんの方にご来場いただきました。例年どおり、村商工会青年部も出店をさせて頂いた。生ビール、ハイボール、からあげ、フライドポテトを販売しました。中でもからあげとフライドポテトは絶大な人気があり、フィナーレの花火を待たずに完売してしまいました。

今年初の試みであったハイボールについては、天気の影響もあってか空振りに終わりました。「次回ハイボールのリベンジを」という声もありましたが、この件については今後の定例会議で協議し、来場者に喜ばれるものを販売したいと思えます。

また、打ち上げが心配されていたフィナーレの花火も予定どおり決行され、村の夜空を彩りました。震災から1年6カ月。村商工会青年部では、部員増強による組織力強化を図り復興に向けて力強く活動に取り組んでいきたいと思えます。



南阿蘇

消費者

相談室から

Vol.54

「劇場型勧誘」に注意!

複数の登場人物が現れ、まるで演劇のようにそれぞれが役を演じることで、消費者からお金をだましようとする「劇場型勧誘」に関する相談が増えています。

事例①

「民事訴訟管理センター」を名乗る者から未納金を期日までに支払わなければ訴訟を起こす旨の葉書が届いた。不安になって差出人に電話したところ、「担当弁護士を紹介できる。その者に電話をしてほしい。」と指示された。指示に従って電話したところ、担当弁護士を名乗る者が出て「訴訟の取下げに10万円必要。ただし、後日10万円は返金される。」と言われた。

事例②

未納金を期日までに支払わなければ財産を差し押さえる旨の葉書が届いた。焦って差出人に連絡したところ、自分の連絡先を教えました。直後に、救済を名乗る

者から連絡があり、「未納金額は15万円だが、返金制度を利用することでその内の95%を返してもらえます。返金を受けたければ、一旦全額を支払わなければならない。」と言われた。

心当たりのない請求は無視することが一番ですが、自分一人ですら判断するには勇気がいるものです。「もしかしたら何かあるのかも」と思い、連絡して確かめたくなるのが人間の心理です。この手口は、その心理を悪用します。言われた通りに行動するのではなく、少しでも疑問に感じたら、まず、家族や警察、南阿蘇消費者相談室に相談してください。

また、ひとたび話してしまうと、言葉巧みな相手方のペースに巻き込まれてだまされてしまう恐れがあります。電話の機能を活用して、知らない番号からかかってきた電話には出ないことや、留守番電話にしておくのも有効です。

■巡回消費者相談日

10月10日(火)

南阿蘇村役場

会議室

【お問い合わせ】
 南阿蘇消費者相談室
 TEL (67) 2244
 相談日 火曜・木曜日
 午前10時～午後3時
 旧久木野庁舎
 ※巡回相談日を除く